

意見書案第1号

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用についての意見書  
精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用についての意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年9月15日提出

提出者	新城市議会議員	山崎祐一
	〃	村田康助
	〃	山口洋一
賛成者	新城市議会議員	丸山隆弘
	〃	小野田直美
	〃	滝川健司

理由

この案を提出するのは、精神障害者が身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう国へ要望する必要があるからである。

## 精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用についての意見書

障害者基本法において、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義されており、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。

こうした中、多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、公共交通機関を利用している。

一方、各公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多く、精神障害者にとって経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

昨年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障害者のための制度改革が着実に進められている中で、こうした取扱いの速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣